

海老名市教育委員会

(平成26年 12月 定例会議事日程)

日時 平成26年12月18日(木)

午後2時00分

場所 海老名市役所703会議室

日程第 1 報告第 14 号 海老名市教育委員会関係職員の人事異動について

日程第 2 議案第 34 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う
関係条例の改正等について

報告第14号

海老名市教育委員会関係職員の人事異動について

海老名市教育委員会関係職員の人事異動について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第3条第1項の規定により臨時に代理し発令したので、同条第2項の規定により報告する。

平成26年12月18日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

報告理由

平成26年12月15日付で人事異動を発令したため

教育委員会関係職員人事異動

平成26年12月18日
定例教育委員会資料
教育総務課

平成26年12月15日付

氏名	新所属	旧所属	備考
【課長級】			
なるおかせいじ 成岡 誠司	教育指導課教育支援担当課長 兼教育支援センター所長兼指 導主事	教育指導課教育支援担当課長 兼青少年相談センター所長兼 指導主事	兼務発令

議案第34号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う関係
条例の改正等について

別紙のとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う関係
条例の改正等について、議決を求める。

平成26年12月18日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う所要の措置

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴う関係条例の改正について

1 趣 旨

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行されることに伴い、関係条例の一部改正を行う。

2 関係条例

- (1) 海老名市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例
 - 教育長の給料等削除
- (2) 海老名市長等常勤の特別職の給与に関する条例
 - 教育長の給料等追加
- (3) 海老名市非常勤特別職等の報酬及び費用弁償に関する条例
 - 別表から委員長を削除し、教育委員の報酬を月額から日額に変更
- (4) 海老名市議会委員会条例
 - 「教育委員会の委員長」を「教育長」に変更

《参考》

- ①改正を要する教育委員会規則等
 - 海老名市教育委員会会議規則
 - 海老名市教育委員会関係職員の職の設置に関する規則
 - 海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則
 - 海老名市教育委員会公告式規則
 - 海老名市教育委員会傍聴規則
 - 海老名市教育委員会公印規程
 - 海老名市教育委員会事務決裁規程
- ②改正を要する市長部局の規則等
 - 海老名市長等常勤の特別職及び海老名市教育長の地域手当の支給に関する規則
 - 海老名市職務権限規程

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日

5 今後のスケジュール

条例については平成 27 年第 1 回海老名市議会定例会で審議予定。

なお、関係する教育委員会規則については、平成 27 年 3 月教育委員会定例会にて審議予定。

6 その他

改正案文等について、文書法制課と調整中

海老名市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例（昭和32年条例第18号）新旧対照表

（傍線の部分は、改正部分）

新（改正案）	旧（現行）
<p>海老名市教育長の<u>勤務時間</u>その他の勤務条件に関する条例 （目的） 第1条 この条例は、教育長の<u>勤務時間</u>その他の勤務条件に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p><u><削除></u></p>	<p>海老名市教育長の<u>給与</u>その他の勤務条件に関する条例 （目的） 第1条 この条例は、<u>教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第16条第2項</u>の規定に基づき、教育長の<u>給与</u>、<u>勤務時間</u>その他の勤務条件に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p><u>（給与）</u></p> <p><u>第2条 教育長の給料は、月額700,000円とする。</u></p> <p><u>2 教育長には、地域手当を支給し、その額は、海老名市一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年条例第15号。以下「一般職の職員の給与に関する条例」という。）に定められた額の範囲内で規則で定める。</u></p> <p><u>3 前2項に規定する教育長の給料及び手当の支給方法は、一般職の職員の給与に関する条例の例による。</u></p> <p><u>4 6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職する者に対して期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した者についても同様とする。</u></p> <p><u>5 期末手当の額は、期末手当基礎額に6月に支給する場合においては100分の190、12月に支給する場合においては100分の205を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p><u>（1）6箇月 100分の100</u></p> <p><u>（2）5箇月以上6箇月未満 100分の80</u></p> <p><u>（3）3箇月以上5箇月未満 100分の60</u></p> <p><u>（4）3箇月未満 100分の30</u></p> <p><u>6 前項の期末手当基礎額は、基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額とする。</u></p> <p><u>7 市長が他との均衡上必要と認める場合は、前項の規定による期末手当の額は一般</u></p>

<削除>

(勤務時間その他の勤務条件)

第2条 この条例に定めるものを除くほか、教育長の勤務時間その他の勤務条件は、海老名市一般職の職員の例による。

職の職員の例による。

8 一般職の職員の給与に関する条例第16条の2及び第16条の3第1項から第4項までの規定は、第4項の期末手当の支給について準用する。

9 前5項の期末手当の支給方法は、一般職の職員の給与に関する条例の例による。
(旅費)

第3条 教育長が、公務のため旅行したときは、旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額及び支給方法は、海老名市一般職の職員に支給する旅費の例による。

(勤務時間その他の勤務条件)

第4条 この条例に定めるものを除くほか、教育長の勤務時間その他の勤務条件は、海老名市一般職の職員の例による。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

海老名市長等常勤の特別職の給与に関する条例 (昭和31年条例第41号) 新旧対照表
 (傍線の部分は、改正部分)

新 (改正案)	旧 (現行)
<p>海老名市長等常勤の特別職の給与に関する条例 (目的) 第1条 この条例は、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 204 条の規定に基づき、次に掲げる常勤の特別職に属する者の給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法を定めることを目的とする。</p> <p>(1) 市長 (2) 副市長 <u>(3) 教育長</u></p> <p>(給料) 第2条 前条に掲げる者 (以下「常勤の特別職員」という。) の給料月額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市長 930,000 円 (2) 副市長 746,000 円 <u>(3) 教育長 700,000 円</u></p> <p>第3条から第8条まで略</p>	<p>海老名市長等常勤の特別職の給与に関する条例 (目的) 第1条 この条例は、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 204 条の規定に基づき、次に掲げる常勤の特別職に属する者の給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法を定めることを目的とする。</p> <p>(1) 市長 (2) 副市長</p> <p>(給料) 第2条 前条に掲げる者 (以下「常勤の特別職員」という。) の給料月額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市長 930,000 円 (2) 副市長 746,000 円</p> <p>第3条から第8条まで略</p>

附 則

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第40号）新旧対照表

（傍線の部分は、改正部分）

新（改正案）			旧（現行）		
海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例 別表第1（第2条関係）			海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例 別表第1（第2条関係）		
（単位 円）			（単位 円）		
職 名	支給区分	金額	職 名	支給区分	金額
教育委員会委員	<u>日 額</u>	<u>25,000</u>	<u>教育委員会委員長</u>	<u>月 額</u>	<u>94,000</u>
			教育委員会委員	<u>月 額</u>	<u>76,800</u>

附 則

- この条例は、平成27年4月1日から施行する。

海老名市議会委員会条例 (昭和57年条例第28号) 新旧対照表

(傍線の部分は、改正部分)

新 (改正案)	旧 (現行)
<p>海老名市議会委員会条例</p> <p>第1条から第17条まで 略</p> <p>(出席説明の要求)</p> <p>第18条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育長、選挙管理委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。</p> <p>第19条から第28条まで 略</p>	<p>海老名市議会委員会条例</p> <p>第1条から第17条まで 略</p> <p>(出席説明の要求)</p> <p>第18条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の委員長、選挙管理委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。</p> <p>第19条から第28条まで 略</p>

10

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。